

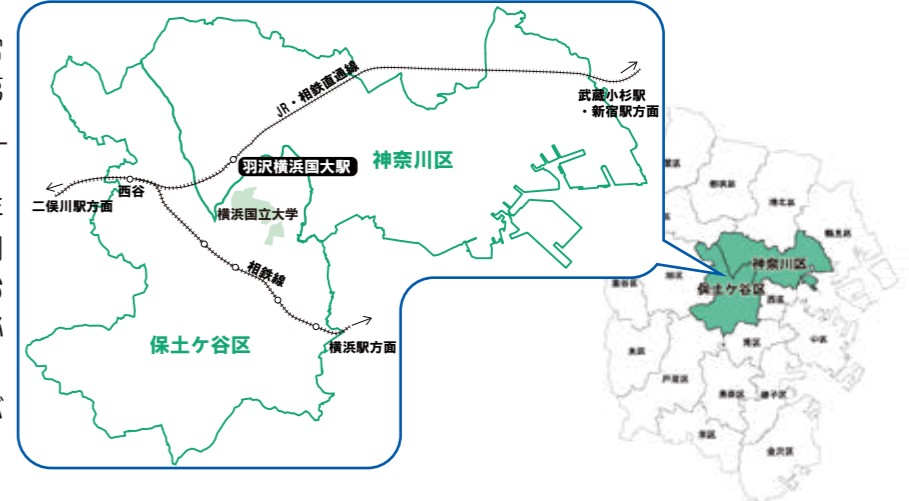
羽沢横浜国大駅周辺地区 バリアフリー基本構想

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」において、市町村は、国が定める基本方針に基づき、旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（バリアフリー基本構想）を作成するよう努めるものとされています。横浜市では、平成28年度末に各区1地区で基本構想の作成が完了し、現在は、2巡目として、作成済み地区の見直し（スパイラルアップ）も含めて、区ごとに区内の複数の駅周辺で検討し、1つの基本構想として作成しています。

羽沢横浜国大駅周辺地区では、保土ヶ谷区常盤台地区連合町内会から、バリアフリー法第27条に基づき、**基本構想の作成等提案制度**※1による提案書が本市で初めて提出されました。

また、本地区の羽沢横浜国大駅は、令和元年11月に開業し、それに伴い生活関連施設の利用者の増加が見込まれるため、駅周辺地区における生活関連施設間の移動等の円滑化を図る必要があります。

以上のことから「羽沢横浜国大駅周辺地区バリアフリー基本構想」を作成しました。



※1 基本構想の作成等提案制度：バリアフリー法に基づき、バリアフリー基本構想の素案を作成し、横浜市に対して提出することで、基本構想の新規作成や既存の基本構想の変更を提案することができる制度。

バリアフリー化の基本的な考え方

バリアフリー化の整備を進める際は、高齢者、障害者等の円滑な移動を確保することにより、全ての人にとって利用しやすい公共交通機関、道路、建築物等の整備を実現していくことを目標とします。

各施設設置管理者は、移動等円滑化基準の考え方を十分認識の上、できるところから既存施設のバリアフリー化に努めます。また、大規模な改修時などの機会を捉えて、同基準への適合を図るものとします。

バリアフリー基本構想とは・・・

バリアフリー基本構想は、バリアフリー法第25条に基づき、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区※2）において、公共交通機関、道路、建築物、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成するもので、重点整備地区における移動の連続性の観点から「面的・一体的なバリアフリー化」を図ることをねらいとしたものです。

基本構想では、重点整備地区、生活関連施設※3、生活関連経路※4及び特定事業※5を定めます。なお、基本構想作成後は、各事業者が基本構想に基づき具体的な事業計画を作成し、原則、基本構想作成から概ね5年後を目標に事業を実施することになります。

※2 重点整備地区：

生活関連施設が3以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われることが見込まれる地区であり、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区

※3 生活関連施設：

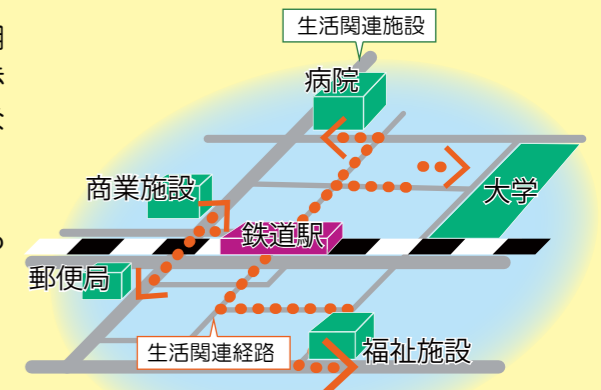
高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設

※4 生活関連経路：

生活関連施設間を結ぶ経路

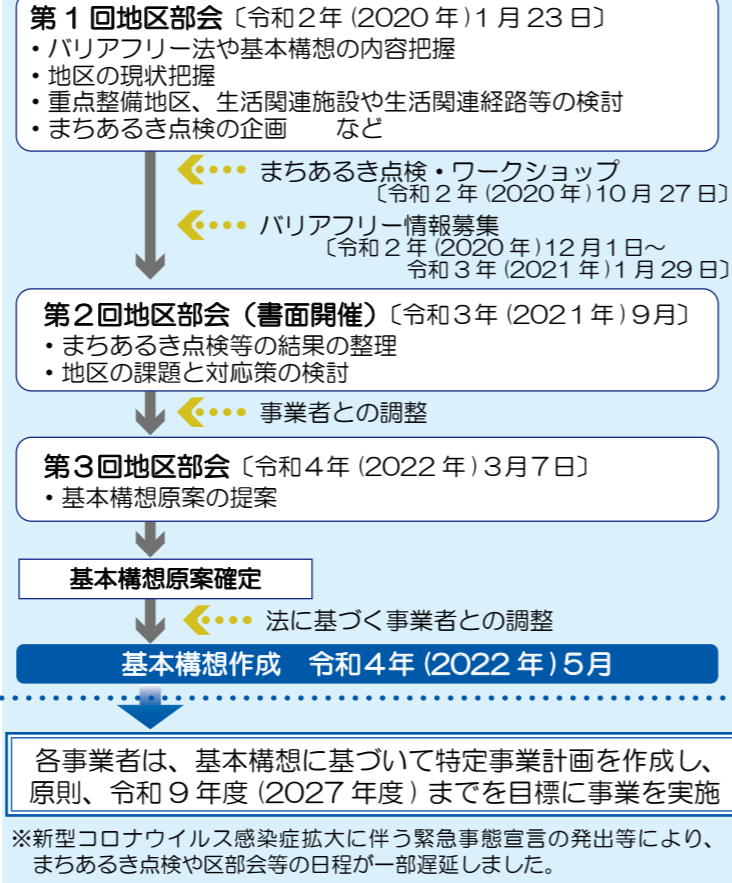
※5 特定事業：

生活関連施設、生活関連経路等のバリアフリー化を具体化するもの



バリアフリー基本構想検討の流れ

学識経験者、高齢者、障害者等の市民の皆様、関係する事業者・行政機関などから構成される羽沢横浜国大駅周辺地区部会を設置し、検討を進めました。



※新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発出等により、まちあるき点検や部会等の日程が一部遅延しました。

本基本構想の特色

- ①本基本構想は、まちあるき点検やワークショップにより住民視点の意見が集約された提案書を受けて、本市初の住民提案制度をきっかけに着手している。本基本構想では、これらの提案書で出された意見も含めた上で検討を行っている。
- ②羽沢横浜国大駅周辺は、令和元年11月の駅開業を契機とし、令和5年以降に予定されている相鉄・東急直通線開業や駅周辺の民間開発など駅を中心とするまちづくりの動向により、駅や駅周辺の生活関連施設の利用者の増加が見込まれている。本構想の着手については、利用者の増加に先行し、現状課題の分析や既存施設の改善検討が行われた。
- ③本市における従前のバリアフリー基本構想は、区役所や公共施設などの高齢者、障害者等がよく利用する施設が集積する地区を含む駅周辺で作成されているが、本基本構想は既存住宅地を対象に作成されており、より生活に密着した課題に対し検討を行っている。
- ④横浜国立大学においては、周辺自治会と共にバリアフリー基本構想の提案書作成に取り組んできた。その経緯から、本基本構想は大学内のバリアフリー化も盛り込んだものとなっている。これは、本市で初めての取組となっており、面的・一体的なバリアフリー化がより一層推進することが期待される。

基本構想作成後の事業推進にあたって

- ◆横浜市、事業者、市民は、互いに協力して、円滑な事業の推進に努めることとします。
- ◆横浜市は、事業者及び高齢者、障害者等との情報交換・意見交換の促進に努めることとします。
- ◆事業者は、特定事業の実施にあたり、整備内容や配慮すべき事項について、高齢者、障害者等の意見を反映させるよう努めることとします。
- ◆市民は、一人一人がお互いを理解するとともに、障害者等の移動の妨げとなる違法駐輪等の自粛や自転車走行マナーの心掛け、障害者等移動困難者の介助を行うなど、互いに支え合い、思いやり、協力するように努めることとします。
- ◆横浜市は、事業の進捗管理や事業評価を継続して実施していくこととします。
- ◆横浜市と事業者は連携して、事業の進捗状況及びバリアフリー化された施設の位置や利用案内について、広報に努めることとします。
- ◆新たな技術開発の動向や社会情勢等を踏まえ、必要に応じて、バリアフリー化のための事業の見直しについて検討を行います。

《お問合せ先》

- 横浜市道路局 計画調整部 企画課
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
TEL: 045-671-4086 FAX: 045-651-6527 Eメール: do-barrierfree@city.yokohama.jp
 - 横浜市神奈川区役所 総務部 区政推進課 企画調整係（本館5階502番窓口）
〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3番地8
TEL: 045-411-7028 FAX: 045-314-8890 Eメール: kg-kusei@city.yokohama.jp
 - 横浜市保土ヶ谷区役所 総務部 区政推進課 企画調整係（本館2階22番窓口）
〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2番地9
TEL: 045-334-6227 FAX: 045-333-7945 Eメール: ho-kikaku@city.yokohama.jp
- 詳しく御覧になりたい方は、道路局企画課、神奈川区役所区政推進課、保土ヶ谷区役所区政推進課及びホームページにて、基本構想の閲覧を行っています。



バリアフリー化を図る施設及び経路と特定事業の内容

道路特定事業

- 〈生活関連経路 1〉
- 視覚障害者誘導用ブロックの敷設
 - 舗装の改修

- 〈生活関連経路 2〉
- 視覚障害者誘導用ブロックの敷設
 - 舗装の改修
 - 段差の改善
 - 排水施設の蓋の改修
 - 路面標示の改修

- 〈生活関連経路 3〉
- 区画線の改修
 - 区画線の整備
 - 舗装の改修

- 〈生活関連経路 5〉
- 区画線の改修
 - 段差の改善
 - 舗装の改修
 - ◇区画線設置の検討

- 〈生活関連経路 6〉
- 路面標示の検討（スピード抑制）

- 〈生活関連経路 7〉
- 舗装の改修

- 〈生活関連経路 8〉
- 路面標示の整備
 - 排水施設の蓋の改修
 - 区画線の改修

- 〈生活関連経路 10〉
- 舗装の改修
 - 区画線の改修

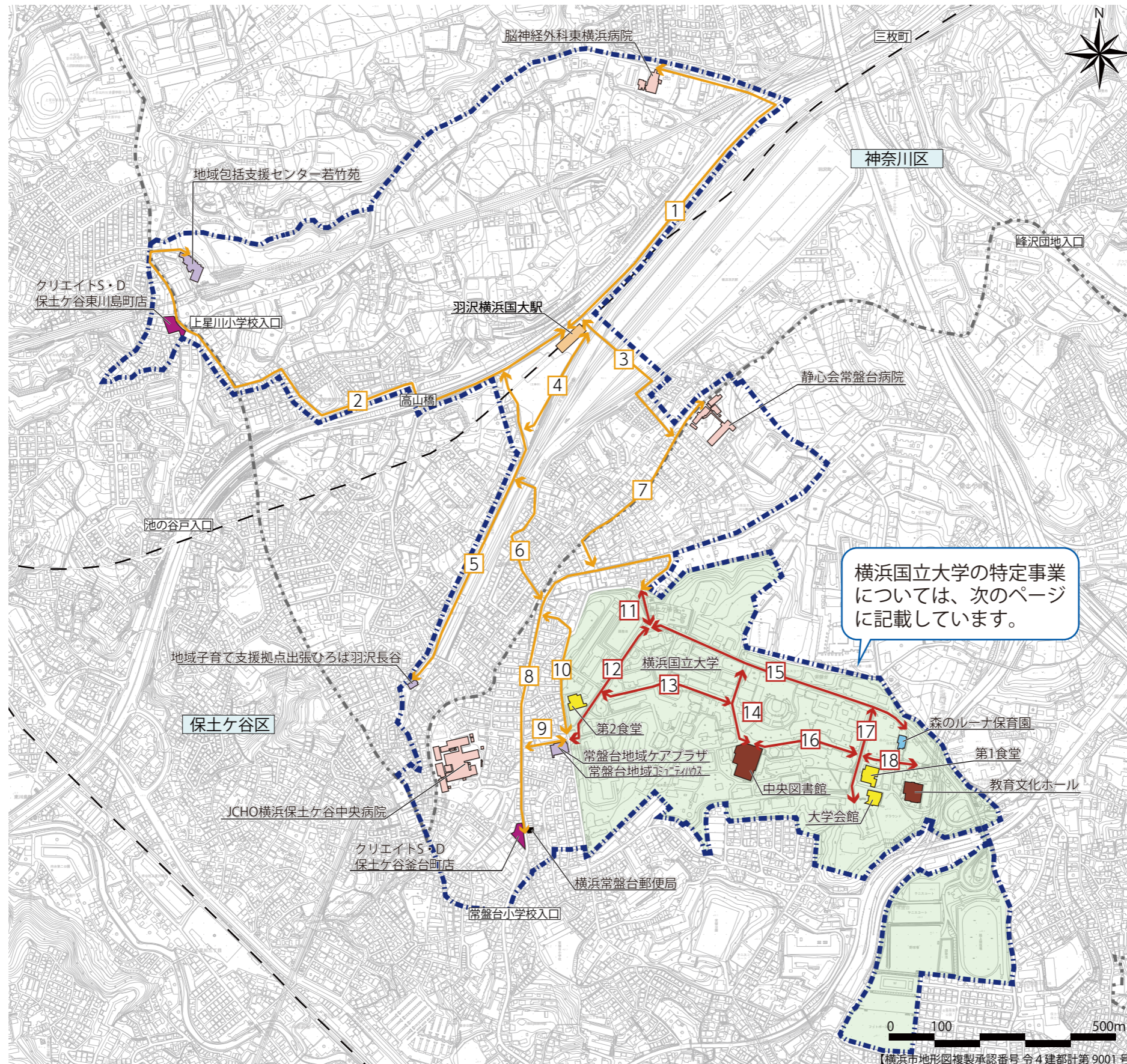
交通安全特定事業

- 〈生活関連経路〉
- ☆違法駐車を取り締まりの強化、違法駐車防止に関する広報・啓発活動の推進、標識・標示の視認性の確保、交通規制の実施

- 〈生活関連経路 2〉
- 道路標示の改修

- 〈生活関連経路 5〉
- 道路標示の改修

- 〈生活関連経路 8〉
- 道路標示の改修



横浜国立大学の特定事業については、次のページに記載しています。

建築物特定事業

- 〈地域包括支援センター若竹苑〉
- ☆施設出入口の段差解消ブロックにおける車椅子利用者等への有人対応の実施
 - ◇道等から施設出入口までの視覚障害者誘導用ブロックの整備

- 〈JCHO 横浜保土ヶ谷中央病院〉
- 施設出入口のスロープの改修
 - 道路から施設出入口までの通路の改修
 - 視覚障害者誘導用ブロックの整備

- 〈脳神経外科東横浜病院〉
- 出入口の勾配の改善
 - 受付までの視覚障害者誘導用ブロックの整備

- 〈クリエイイト S・D 保土ヶ谷釜台町店〉
- 段差の改善
 - 案内看板（身体障害者用駐車場あり）の設置
 - 視覚障害者誘導用ブロックの整備

- 〈クリエイイト S・D 保土ヶ谷東川島町店〉
- 視覚障害者誘導用ブロック付近に駐輪しないよう看板を設置
 - 身体障害者用駐車スペースの確保

- 〈横浜常盤台郵便局〉
- ☆車椅子やベビーカーのお客様で補助が必要な場合は、職員は手伝いを実施

- 〈地域子育て支援拠点出張ひろば羽沢長谷（羽沢長谷自治会館）〉
- ◇バリアフリースイールの整備
 - ◇敷地出入口から自治会館入口までの移動円滑化された経路の整備

教育啓発特定事業

- 〈相模鉄道株式会社〉
- ☆移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

凡例

重点整備地区
 区域

生活関連施設

- | | |
|---------|-------|
| 旅客施設 | 医療施設 |
| 教育・文化施設 | 商業施設 |
| 保育施設 | 金融施設 |
| 福祉施設 | その他施設 |

生活関連経路

- 生活関連経路経路番号
- 横浜国立大学内経路大学内経路番号

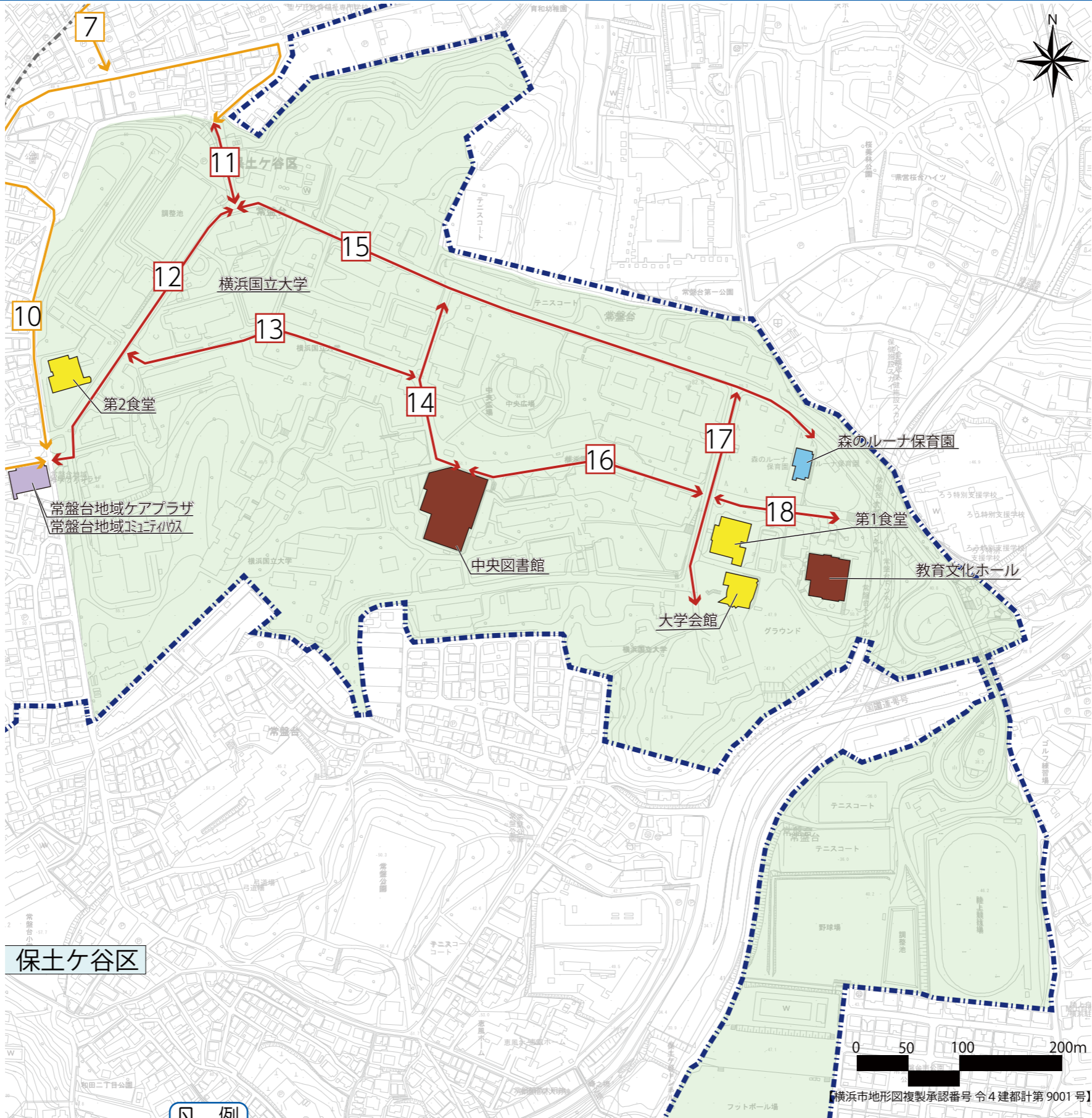
- 行政区境
- 行政区名
- 横浜国立大学区域
- 交差点名

- 令和9（2027）年度までを目標に実施
- ◇今後機会を捉えて検討
- ☆過去から継続している、継続的に実施する

バリアフリー化を図る施設及び経路と特定事業の内容(横浜国立大学構内)

建築物特定事業 (横浜国立大学)

- 〈バス停：国大北〉
 - ☆定期的な清掃
 - マンホール蓋の取替え又は、防滑性塗料塗布
- 〈バス停：国大中央〉
 - ☆定期的な剪定
 - ☆定期的な清掃
 - ◇バス停周辺の平坦性の確保
- 〈横浜国立大学内通路 11〉
 - ☆車椅子使用者等が北門通行時に個別に車止めの除去対応
- 〈横浜国立大学内通路 12〉
 - 西門の段差解消
 - ◇視覚障害者誘導用ブロックの取替え
 - ◇インターロッキングブロック舗装の補修
- 〈横浜国立大学内通路 13〉
 - ◇駐輪場の周辺に、視覚障害者が駐輪場だとわかるように柵や視覚障害者誘導用ブロック等の整備
- 〈横浜国立大学内通路 14〉
 - 歩道の切下げ部の改修
 - ☆定期的な剪定
 - ◇舗装の補修
- 〈横浜国立大学内通路 15〉
 - ◇歩車道境界ブロックの補修
 - 駐車場の縁石ブロックの補修
 - 木の根が隆起している箇所の舗装の補修
 - ◇横断歩道両側に平坦性の確保
 - 横断歩道手前に視覚障害者誘導用ブロックの敷設
- 〈横浜国立大学内通路 16〉
 - ◇車いす使用者が使用できるような机を併設する
 - ◇視覚障害者誘導用ブロックの取替え
- 〈横浜国立大学内通路 17〉
 - 横断歩道手前に視覚障害者誘導用ブロックの敷設
 - 樹木根撤去、舗装の補修
- 〈横浜国立大学内通路 18〉
 - 視覚障害者誘導用ブロックの撤去
 - ☆定期的な剪定
- 〈その他(横浜国立大学内通路)〉
 - ◇横断面の平坦性の確保
 - ☆樹木の定期的な診断と剪定



- 〈横浜国立大学附属図書館 中央図書館〉
 - ◇階段とスロープに手すりの設置
 - ◇視覚障害者誘導用ブロックの敷設
 - ◇東側階段の踏面の端部に段を識別できるような着色
 - ◇情報ラウンジとカフェの机の交換の検討
 - ◇図書館入口のパンフレットラックの交換の検討
 - ◇カフェのカウンターにローカウンターの設置の検討

- 〈横浜国立大学教育文化ホール〉
 - ☆定期的な剪定

- 〈横浜国立大学第1食堂〉
 - ◇バリアフリースイールの鏡の取替

- 〈横浜国立大学第2食堂〉
 - ◇階段に手すりの設置
 - ☆定期的な雑草除去

- 〈横浜国立大学大学会館〉
 - 視覚障害者誘導用ブロックの補修
 - 視覚障害者誘導用ブロックの敷設
 - ◇ATM 横の埋め込み仕切りの撤去検討

教育啓発特定事業

- 〈横浜国立大学・横浜市道路局〉
 - ☆心のバリアフリーを推進するための手法の検討

保土ヶ谷区

凡例

- | | | | |
|--------|-----------|----------------------|----------|
| 重点整備地区 | 生活関連施設 | 生活関連経路 | 行政区境 |
| 区域 | ● 教育・文化施設 | 生活関連経路
経路番号 | 行政区名 |
| | ● 保育施設 | 横浜国立大学内経路
大学内経路番号 | 横浜国立大学区域 |
| | ● 福祉施設 | | 交差点名 |
| | ● その他施設 | | |

- 令和9(2027)年度までを目標に実施
- ◇今後機会を捉えて検討
- ☆過去から継続している、継続的に実施する